

## ～次期計画で検討すべきと考えられる事項(案)～ (次期計画の骨子項目立て)

### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(法第108条第1号)(現計画からの追加)

- (1) 生活困窮者への支援体制の拡大
- (2) 住居確保要支援者への支援
- (3) 子どもの居場所づくり(学習・生活支援・子ども食堂)

### 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 (法第108条第2号)

#### 【共生の地域福祉の推進】

- (1) 地域の暮らしを支えるセーフティネット
- (2) 地域共生の仕組みづくり
- (3) 災害時の支援体制づくり
- (4) 生活困窮者対策の推進
- (5) 制度の谷間・空白の解消

### 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項(法第108条第3号)

#### 【担い手づくり】

- (1) 福祉学習の推進
- (2) ボランティアの育成
- (3) 多様な事業主体の参入促進
- (4) 専門的人材の確保・育成

#### 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項(法第108条第4号)

##### 【安心のサービス利用】

- (1) 県民・利用者の権利擁護
- (2) 苦情解決の仕組みの整備
- (3) サービスの質の向上

#### 5 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項(法第108条第5号)

- (1) 地域づくりを進める福祉人材の確保・育成